◇軌道の利便性向上

本計画には、軌道（路面電車・ＬＲＴ等）の利用者の利便の増進を図り、都市へのアクセス及び都市内の移動に際しての軌道の利用を促進するため、軌道利用のニーズが高い地域における軌道路線の新設・延伸・改良や停留場の新設・改良、停留場や車両のバリアフリー化といったハード施策、利用者が利用しやすい運賃設定や共通乗車船券等の充実、運行ダイヤの改善、自家用車から軌道による通勤への転換を促す広報等のソフト施策等について記載することが考えられる。また、バス等への乗継円滑化等、多様な主体が協力した施策や停留場等における再生可能エネルギー発電設備の設置や蓄電池を活用した車両等の導入等についても記載することが考えられる。

◇バスの利便性向上

本計画には、バスの利便性を向上し、自家用車からバスへの転換を図るため、パークアンドライドシステムの整備、集約駐車施設と市街地の商業施設や公共施設等とを結ぶバス路線の新設や停留所の新設、ＢＲＴの導入等について記載することが考えられる。また、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点におけるバスの乗り継ぎの利便性の向上、バスレーンやバスベイの整備等によるバスの走行環境の改善やバスロケーションシステムの導入等によるバスの利便性の向上、ノンステップバスの導入等によるバリアフリー化、エコドライブの徹底や低公害車の導入促進等についても記載することが考えられる。

◇公共交通機関の利用促進のためのその他の事項

本計画には、公共交通に係るシンポジウムや、小中学生等を対象とした交通教室の開催等公共交通機関の利用促進のための啓発活動の実施、エコ通勤の普及・促進といった通勤交通マネジメント等の取組について記載することが考えられる。

【留意事項】

低炭素まちづくりを進めるに当たり、軌道の整備、バス路線・停留所の新設、パークアンドライドに併せて講じる市街地への自動車の流入抑制のための対策等を実施する場合には、既存の交通流への影響や道路管理上の支障について、法令上、都道府県公安委員会や道路管理者との協議又は意見聴取が不要となる場合も含め、必要に応じ、本計画の作成に関する協議等を行う低炭素まちづくり協議会において、こうした関係者と計画作成の初期段階から密接に連携・調整しておくことが望ましい。

また、公共交通機関の利用促進に関する各種事業が相互に連携して相乗効果が創出されるよう、地域の関係者の間で十分な調整を行い、事業間の整合性を確保することが望ましい。

③　貨物の運送の合理化に関する事項

【計画記載事項】

本計画には、貨物の運送の合理化を通じ物流の効率化を実現するために現在実施している、又は計画期間内に実施を予定している貨物運送共同化事業の概要について記載することが考えられるほか、都市の低炭素化に資する貨物の運送の合理化に関するその他の事項（例えば貨物運送における低公害車の導入、荷さばき施設の整備、荷主と物流事業者間で行う貨物運送頻度の調整等運送の合理化に資する納入条件見直し等に関する事項）についても、本計画の目標達成のために必要な事項として記載することが考えられる。

【留意事項】

貨物運送共同化事業の実施主体は、多数にわたる場合もあるため、事業の実施運営に当たっては、事業を統括管理する主体や各事業者の役割分担を明確にするとともに、事業者間の意思の統一を徹底し、事業の一体性を確保することが望ましい。

また、計画区域内であって、貨物自動車による交錯輸送が著しいことにより、貨物の運送の合理化を図ることが適切であると認められる地域においては、積極的に貨物運送共同化事業を推進することが望ましい。

④　緑地の保全及び緑化の推進に関する事項

【計画記載事項】

◇緑地の保全

本計画には、都市構造の基盤となる緑地の適切な保全及び管理を図るため、緑地の保全にあたり活用する施策、保全すべき緑地及び管理の方法に関する事項を記載することが考えられる。また、多様な主体によるきめ細やかな緑地の保全を推進するため、市町村の長によるＮＰＯ等の特定緑地管理機構指定や、当該機構による樹木等管理協定等を本計画に位置付けることが考えられる。さらに、まとまった面積の緑地が存在したり、保存すべき樹木等が広範囲に分布する場合においては、本計画に、重点的な樹木等の管理を必要とする樹木保全推進区域及び当該区域内で保全すべき樹木等の基準を記載することが考えられる。

◇緑化の推進

本計画には、二酸化炭素の吸収量の増大を図るとともに、地表面被覆の改善や風の道の確保等によるヒートアイランド現象の緩和を図るため、都市公園の整備や公共施設や建築物の敷地等の緑化等の緑化の推進施策及び重点的に緑化を推進する施設や区域に関する事項を記載することが考えられる。

◇普及啓発

本計画には、よりきめ細やかな緑地の保全及び緑化の推進施策の展開を図るため、住民、企業等による活動が積極的に展開されるよう、緑化等に関する普及啓発等に関する施策について記載することが考えられる。

◇木質バイオマス活用

本計画には、都市の公園、街路から発生する剪定枝等の木質バイオマスを、地産地消型再生可能エネルギーとして活用を図るための施策について記載することが考えられる。

⑤　非化石エネルギーの利用及び化石燃料の効率的利用に資する施設の設置のための公共施設の活用に関する事項

【計画記載事項】

本計画には、都市の公共空間を活用して、非化石エネルギーの利用及び化石燃料の効率的利用に資する施設の設置を推進する施策についての基本的考え方、施設を設置する場所、実施主体、事業の内容等を記載することが考えられる。

具体的には、都市内へ再生可能エネルギーの積極的導入を図るため、都市公園や下水処理場、港湾においてその本来の機能に留意しつつ太陽光パネル等を設置するとともに発電された電力の出力安定化や平準化を図るための蓄電池等を設置するといった取組、下水汚泥・食品廃棄物等のバイオマスを有効利用するためのバイオガス利活用施設や下水汚泥固形燃料化施設を整備するといった取組や、街区レベルでの熱の共同利用を行うため市街地の整備・更新にあわせて熱供給導管のネットワークを整備するといった取組、都市内の熱需要密度の高いエリアにおける下水処理場や下水管路に存する下水熱を利用するための設備を整備するといった取組、港湾における荷役作業等の省エネ化を図るため港湾隣接地域内に省エネルギー型の荷役機械を整備するといった取組、木質バイオマス発電施設の整備といった取組等について、記載することが考えられる。

⑥　建築物の低炭素化の促進に関する事項

【計画記載事項】

本計画には、既存の建築物の低炭素性能の診断の実施やこれに対する支援、建築物の所有者等からの相談への対応、改修等に対する支援、国の補助制度や税の優遇措置等に関する情報提供、既存建築物の管理者（テナント）に対する低炭素化に資するエネルギー消費の抑制方策等の助言、既存の建築物を低炭素化した場合の効果に関する情報提供、低炭素化の必要性等の啓発の実施、計画区域内の低炭素建築物の整備等について記載することが考えられる。